

沿岸漁業改善資金の基本的事項の公表について

令和 7 年 4 月 1 日現在

1 沿岸漁業改善資金について

沿岸漁業従事者等が自主的に経営・生活の改善等を行うことを積極的に助長するため、近代的な漁業技術等の導入、合理的な生活方式の導入及び近代的な沿岸漁業の経営方法等の実地の習得等に必要な資金を県が無利子で貸し付ける、沿岸漁業改善資金助成法に基づき昭和 54 年度に創設された貸付制度です。

香川県では、「沿岸漁業改善資金特別会計」において、貸付・償還を行っています。

2 沿岸漁業改善資金特別会計の概要

国が 3 分の 2、県が 3 分の 1 を負担し造成した資金を原資に貸付を行い、償還金を貸付原資とする回転資金方式により事務を運営しています。

1) 貸付等の実績（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
前年度繰越額	125,600	131,099	136,598
新規造成額	0	0	0
償還額	5,499	5,499	750
業務勘定繰入額	0	0	20
貸付件数	0	0	0
貸付額	0	0	0
翌年度繰越額	131,099	136,598	137,368
年度末貸付残高	8,499	3,000	2,250
資金造成額累計	139,598	139,598	139,618
内訳 国費	90,542	90,542	90,542
県費	45,276	45,276	45,276
業務勘定	3,780	3,780	3,800

2) 資金の分類

①経営等改善資金

近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設等の導入に必要な資金

- 1 操船作業省力化機器等設置資金
- 2 漁ろう作業省力化機器等設置資金
- 3 補機関等駆動機器等設置資金
- 4 燃料油消費節減機器等設置資金

- 5 新養殖技術導入資金
- 6 資源管理型漁業推進資金
- 7 環境対応型養殖業推進資金
- 8 乗組員安全機器等設置資金
- 9 救命消防設備購入資金
- 10 漁船転覆防止機器等設置資金
- 11 漁船衝突防止機器等購入等資金
- 12 漁具損壊防止機器等購入資金
- 13 のり抄（す）き水再利用機器購入等資金
- 14 のり異物選別機購入等資金
- 15 高機能型のり異物除去機購入等資金

②生活改善資金

漁家の生活改善のための合理的な生活方式の導入に必要な資金

- 1 生活合理化設備資金
- 2 住居利用方式改善資金
- 3 婦人・高齢者活動資金

③青年漁業者等養成確保資金

青年漁業者等が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得することその他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成するのに必要な資金

- 1 研修教育資金
- 2 高度経営技術習得資金
- 3 漁業経営開始資金

3) 貸付条件等

- ・貸付事業実施主体：香川県
- ・貸付利子：無利子
- ・利用限度額：一漁業者あたり 5,000 万円ですが、貸付内容により限度額が異なります。
- ・融資率：事業費の 90%以内
- ・貸付金の償還：均等年賦支払

4) 沿岸漁業改善資金の貸付の相手

資 金 の 種 類	貸 付 け の 相 手 方
1 経営等改善資金	沿岸漁業を営む個人 沿岸漁業を営む漁業協同組合等
2 生活改善資金	沿岸漁業の従事者等
3 青年漁業者等養成確保資金 (1) 研修教育資金 (2) 高度経営技術所得資金 (3) 漁業経営開始資金	青年漁業者（概ね18歳以上40歳未満の者）等 青年漁業者、青年漁業者の組織する団体 青年漁業者、青年漁業者の組織する団体

5) 貸付の方法、手続等

貸付の手続きについては、所属の漁協へ相談してください。資金を借りる際は、担保又は連帯保証人が必要です。また、県は、貸付・償還の事務の一部を西日本信用漁業協同組合連合会（信漁連）へ委託しています。

- ・貸付申請の受付・貸付決定は、年5回です。各漁協を通じて、県（水産課）へ申請してください。

令和7年度の貸付申請書の提出期日及び貸付決定予定日

	借受希望締切日	貸付申請書提出期日	貸付決定予定日
第1回	令和7年4月10日	令和7年5月20日	令和7年6月10日
第2回	令和7年6月10日	令和7年7月18日	令和7年8月8日
第3回	令和7年8月8日	令和7年9月19日	令和7年10月10日
第4回	令和7年10月10日	令和7年11月20日	令和7年12月10日
第5回	令和7年12月10日	令和8年1月20日	令和8年2月10日

- ・貸付対象者は、各借受希望者について、法令等の適合状況、毎年度の事業計画等を勘案して選定します。
- ・水産課長等の県職員及び水産団体役職員等で構成する香川県沿岸漁業改善資金運営協議会（事務局：県水産課）において、貸付の適否、沿岸漁業振興上の見地からの意見等について協議を行い、協議結果を運営協議会の意見として審査の参考とします。
- ・県の担当者が、借受希望者及びその連帯保証人と面接調査を行い、運営協議会における協議の参考とします。
- ・県は、受理した貸付申請について、運営協議会の意見等を参考に審査し、貸付が適当と認めた場合は貸付の決定を行い、申請者等に通知をします。
- ・県は、水産庁長官通知「沿岸漁業改善資金制度の適正な運営について」等に基づき、沿岸漁業改善資金運営協議会の意見等を参考に、借受希望者から提出された事業計画書・収支計画や見積書等の書類の内容を審査するとともに、面接調査等による聴き取り調査結果を踏まえ、借受資格の有無、事業内容の適格性、資金の利用可否、申請額の適格性、資金計画や償還計画の妥当性、連帯保証人の適格性、漁業経営に対する意欲や事業効果等について貸付の審査を行います。
- ・貸付・償還の事務は、県が事務を委託している西日本信用漁業協同組合連合会（信漁連）が行います。

6) 連帯保証人又は担保

- ・連帯保証人の数

ア 貸付金額が20万円未満の場合	1人以上
イ 貸付金額が20万円以上400万円以下の場合	2人以上
ウ 貸付金額が400万円を超える場合	3人以上

- ・高額の貸付等については、連帯保証人に加え担保の提供が必要な場合があります。担保の目的物の登記又は登録等に係る費用は、借受人の負担となります。

3 その他

- ・一般的に資金調達が困難と考えられる零細な沿岸従事者等に重点的に貸付けします。
- ・貸付は、原則として、貸付内容毎に1回限りとします。(貸付内容により異なります。)
- ・この資金は、国又は県の補助事業に係る補助残融資として使用することはできません。
- ・この資金は、同一事業に対し他の制度融資との協調融資はできません。